

○出雲市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進会議設置条例

(平成 27 年出雲市条例第 33 号)

改正 平成 28 年 3 月 19 日条例第 3 号

(設置)

第 1 条 まち・ひと・しごと創生法(平成 26 年法律第 136 号)第 10 条第 1 項の規定に基づき、出雲市まち・ひと・しごと創生総合戦略(以下「総合戦略」という。)を策定し、総合的かつ計画的に推進するため、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づく附属機関として、出雲市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進会議(以下「推進会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 推進会議は、次に掲げる事項について、調査審議する。

- (1) 総合戦略の策定、変更に関する事。
- (2) 総合戦略の進捗状況の評価、検証に関する事。
- (3) その他総合戦略の推進に関する事。

(組織)

第 3 条 推進会議は、委員 20 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市議会の議員
- (2) 識見を有する者
- (3) 各種団体の代表者
- (4) その他市長が適当と認める者

3 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任は妨げない。

4 欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 4 条 推進会議に、会長及び副会長を各 1 人置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、推進会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(専門委員)

第 5 条 市長は、専門の事項を調査審議させるため必要があると認めるときは、推進会議に専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、当該専門の事項に関して十分な知識又は経験を有する者のうちから、市長が委嘱する。

- 3 専門委員は、その者の委嘱に係る当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会議)

第6条 推進会議の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 推進会議は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 推進会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第7条 推進会議は、必要があるときは、部会を置くことができる。

- 2 部会は、推進会議の委員又は専門委員のうちから会長が指名するものをもって組織し、部会の名称は会長が定める。
- 3 部会に部会長を置き、部会長は部会に属する委員のうちから互選する。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理し、部会において調査審議した結果を推進会議に報告しなければならない。

(資料提出の要求等)

第8条 推進会議は、必要があると認めるときは、参考人に意見を求め、又は関係者に対し、資料の提出、説明及び協力を求めることができる。

(守秘義務)

第9条 委員及び専門委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委員等の報酬及び費用弁償)

第10条 委員及び専門委員の報酬及び費用弁償は、特別職の職員で非常勤のものものの報酬、費用弁償等に関する条例（平成17年出雲市条例第36号）の規定を適用する。

(庶務)

第11条 推進会議の庶務は、総合政策部政策企画課において処理する。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日以後最初に委嘱される委員の任期は、第3条第3項の規定にかかわらず、平成29年3月31日までとする。

附 則(平成28年3月19日条例第3号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

○出雲市定住自立圏共生ビジョン懇談会設置要綱

(平成 29 年出雲市告示第 155 号)

(設置)

第 1 条 定住自立圏構想推進要綱(平成 20 年 12 月 26 日付総行応第 39 号総務事務次官通知)第 6 に規定する定住自立圏共生ビジョン(以下「共生ビジョン」という。)の策定又は変更に当たり、関係者の意見を幅広く反映するため、出雲市定住自立圏共生ビジョン懇談会(以下「懇談会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 懇談会は、次に掲げる事項について検討及び協議を行う。

- (1) 共生ビジョンの策定又は変更に関すること。
- (2) その他出雲市定住自立圏構想の推進に関すること。

(組織)

第 3 条 委員は、出雲市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進会議設置条例(平成 27 年出雲市条例第 33 号)に規定する出雲市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進会議(以下「総合戦略推進会議」という。)の委員をもって充てるものとし、市長が委嘱する。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、必要があると認めるときは、次に掲げる者のうちから、委員を委嘱することができる。

- (1) 出雲市定住自立圏形成方針の取組事項に関連する分野の関係者
- (2) その他市長が必要と認める者

3 委員の任期は、総合戦略推進会議の委員の任期と同一とする。

(会長及び副会長)

第 4 条 懇談会に、会長及び副会長を各 1 人置く。

2 会長は、総合戦略推進会議の会長をもって充てる。

3 副会長は、総合戦略推進会議の副会長をもって充てる。

4 会長は、会務を総理し、懇談会を代表する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 懇談会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

(資料提出の要求等)

第6条 懇談会は、必要があると認めるときは、参考人に意見を求め、又は関係者に対し、資料の提出、説明及び協力を求めることができる。

(守秘義務)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第8条 懇談会の庶務は、総合政策部政策企画課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。